

満40歳  
以下対象

# 奨学金返還補助

八幡浜市奨学金返還支援補助金

奨学金返還が必要な若者の八幡浜市への移住定住促進、人材の確保、地元就職の促進や産業の振興を目的として、予算の範囲内で奨学金返済の一部を支援します。



補助金額:

年間返済額の2/3

上限**20万**

補助金の交付は申請日から5年以内に5回まで受けられます。

※毎年度、申請の必要あり

対象となる奨学金

- ①独立行政法人日本学生支援機構が貸与する  
第一種及び第二種奨学金
- ②愛媛県奨学金
- ③八幡浜市奨学金
- ④その他市長が認める対象奨学金

★お問い合わせ

八幡浜市役所 政策推進課 地域づくり支援係  
〒796-8501 愛媛県八幡浜市北浜1丁目1番1号

☎ 0894-21-0413 ✉ [iju-shien@yawatahama-iju.com](mailto:iju-shien@yawatahama-iju.com)

詳細は市HPへ



## 対象となる方

次の条件をすべて満たす必要があります

公務員以外の移住者で令和5年1月1日以降に八幡浜市に転入して1年以上居住している方  
※八幡浜市が任用する会計年度任用職員（保育士及び幼稚園教諭に限る）は対象

Check

大学等に進学し、その入学時または在学期間中に対象奨学金の貸与を受けた方  
※本市に住民登録をしたまま大学等に進学された方も対象

奨学金の返済を遅延なく行なっている方

申請年度の前年度以前に奨学金等の返還を開始した方

申請年度の前年度において満40歳以下の方

八幡浜市に5年以上居住する意思がある  
(転勤等による異動ではない)

次のいずれかに該当する方

- ①令和5年1月1日以降に事業所等に就職し1年以上継続して働いている
- ②令和5年1月1日以降に起業し、1年以上継続して事業を行っている
- ③令和5年1月1日以降に第一次産業に従事し、1年以上継続して従事している

他の奨学金返済支援を受けていない方

市税を滞納していない方

生活保護を受給していない方

暴力団、暴力団員等でない方

## Q & A

Q1.大学等に含まれるものを教えてください。

A1.学校教育法に規定する大学院、大学、専門職大学、短期大学、専修学校専門課程、高等専門学校及び高等学校のことをいいます。

Q2.第一次産業に該当する仕事はなんですか？

A2.農業、林業及び漁業をいいます。

Q3.いつ申請しても大丈夫ですか？

A3.転入後1年以上経過し、かつ転入の翌年度末までに申請が必要です。